

「2025年日本国際博覧会 主催者催事等協賛プロモート委託業務」に係る

企画提案公募要領

2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が企画・実施する主催者催事は、万博のテーマや行催事の思想を体現し、全ての行催事をリードするものと位置付けている。

また、開会式は、大阪・関西万博の開幕を飾る式典であり、万博のテーマが集約された象徴的なイベントと位置付けており、催事企画プロデューサー等を中心にこれらの構想を取りまとめたところ、その実現に向けては、協賛を募る必要がある。

については、主催者催事等への協賛の獲得に向けたプロモートの受託事業者を募集する。

1.業務名

2025年日本国際博覧会 主催者催事等協賛プロモート委託業務

2.業務内容

「仕様書」のとおり

※ ただし、仕様書、主催者催事等に係る基本構想及び催事協賛プロモートガイドラインは、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）を提出した者に限り開示する。

3.契約期間

契約締結日から2025年3月31日（月）まで

4.委託金額

受注者が獲得した協賛金額（消費税及び地方消費税を含む）について、提案のあった割合（20%上限）を活動費（消費税及び地方消費税を含む）として支払う

5.スケジュール（予定）

2024年3月8日（金）	公募開始・秘密保持誓約書及び参加表明書受付・質問受付
3月18日（月）	仕様書等提供申込受付及び質問締切
3月22日（金）	質問回答
4月3日（水）	提案書類提出締切
4月9日（火）	選定委員会
4月中旬 予定	審査結果通知・最優秀事業者公表
4月下旬 予定	契約締結
9月30日（月）	一部の協賛活動終了

2025年3月31日（月） 協賛活動終了（業務完了報告書提出期限）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば良い。） また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 過去に協賛プロモート業務を履行した実績があること。

7. 応募の手続き

(1) 公募要領の配布

ア 期間

2024年3月8日（金）から2024年4月3日（水）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロード（郵送による配布は行わない）

<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

ウ 仕様書等の提供

（ア）提供申込期間

2024年3月4日（月）から2024年3月18日（月）まで

※土日祝日を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

（イ）提供申込期間

仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）の電子データ（PDF）を電子メールにより下記（ウ）送付先へ提出すること。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025年日本国際博覧会 主催者催事等協賛プロモート委託業務」と明記すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示申請は受け付けない。

(ウ) 送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 催事局 催事部 催事 2 課
送付先メールアドレス：syusaisya_saiji@expo2025.or.jp

(エ) 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(2) 応募書類の受付

ア 期間

2024 年 3 月 4 日 (月) から 2024 年 4 月 3 日 (水) 午後 5 時まで

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。(必着)(持参による提出は不可)

宛先：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 催事局 催事部 催事 2 課
(担当：竹崎・松下)

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。(送信先：syusaisya_saiji@expo2025.or.jp)

※メール送信量が 10MB を超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛けて着信の確認を行うこと。

(電話番号：06-6625-8709)

※土日祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

(3) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【応募時に必要な書類】

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

ア 共同企業体届出書(様式 4：原本 1 部) ※共同企業体で参加の場合のみ

イ 共同企業体協定書(様式 5：写し 1 部) ※共同企業体で参加の場合のみ

ウ 提案書(様式 6：原本 1 部、副本 1 部、副本の電子媒体)

エ 事業計画書(様式自由：原本 1 部、副本 1 部、副本の電子媒体)

オ 事業実績申告書(様式 7：原本 1 部、副本 1 部、副本の電子媒体)

※ 6. 公募参加資格(5)の履行実績を記載

カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式 8：原本 1 部)

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

協会の連絡を受けてから 3 営業日後の午後 5 時までに以下の書類を提出すること。

キ 定款又は寄付行為の写し(1 部)(原本証明すること)

ク 法人登記簿謄本(1 部、発行日から 3 カ月以内のもの)

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

サ 持続可能の確保に向けた誓約書（様式9：1部）

シ 使用印鑑届（様式10：原本1部）

ス. 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式11：原本1部）

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し他の目的には使用しない。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ提出すること。また、提出書類は電子媒体（CD-R、DVD-R等）に格納したPDFファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例> 「2025年日本国際博覧会 主催者催事等協賛プロモート委託業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8.説明会

開催しない

9.質問の受付及び回答

(1) 受付期間

2024年3月8日（金）から2024年3月18日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：syusaisya_saiji@expo2025.or.jp）

※ 「件名」は「【質問】主催者催事等協賛プロモート実施委託業務（事業者名）」とし、質問内容を「質問票」（様式12）に記載してファイルを添付すること。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはならない。

※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※(1)受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

※ 口頭、持参、電話、FAX による問い合わせには応じない。

(3) 回答方法

質問への回答は、仕様書等提供申込を行い開示を受けた事業者に対して、3月22日(金)までにメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 主催者催事等協賛プロモート委託業務」の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

10. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、受託事業候補者(1者もしくは複数者)を決定する。

イ 候補者は50点満点中30点以上の者とする。

ウ 審査は、書類審査にて行う。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 候補者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目(評価のポイント)及び配点は次の通りとする。

項目	審査内容	配点
業務遂行能力	業務の特性および業務推進のポイントを理解し、事業を成功させるための提案ができているか。	10
マージン率	提案されたマージン率は適当か。	5
提案者実績	協賛プロモートに関する必要な業務実績を有しているか。	10
ターゲット	プロモート先は、概ね1,000万円以上の協賛が見込めるか。	10
業務工程	合理的な業務工程、スケジュールとなっているか。	5
業務実施体制	責任者と各担当者の役割分担が具体的で明確に示され、円滑な業務推進が可能な体制となっているか。また、本業務を確実に履行できると見込まれるか。	10
	合計	50

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 主催者催事等協賛プロモート委託業務」企画提案公募について】で公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 受託事業候補者（名称・評価点）
- ② 全提案事業者の名称 ※50 音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（受託事業候補者以外の者が1者であった場合、その者の得点は公表しない。）
- ④ 受託事業候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11.契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容について変更が生じる場合がある。
- (3) 報酬の支払いは、催事協賛プロモートガイドラインに基づいて支払うものとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式8）を提出すること。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

12.持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力の支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13.その他

- ・応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・本公募に係る応募提案手続きにおいて、協会と参加者との間で用いる言語は日本語とする。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。